

施設基準に係る届出

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

基本診療料	特掲診療料等
○医療 DX 推進体制整備加算	○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
○診療録管理体制加算 3	○C T撮影及びMR I撮影（16列）
○療養病棟療養環境加算 1	○脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
○医療安全対策加算 2	※初期加算：有
※医療安全対策地域連携加算 2：有	○運動器リハビリテーション料（I）
○感染対策向上加算 3	※初期加算：有
※連携強化加算：有	○呼吸器リハビリテーション料（II）
※サーベイランス強化加算：有	※初期加算：有
○データ提出加算 2・データ提出加算 4 □	○障害児（者）リハビリテーション料
○入退院支援加算 1	○集団コミュニケーション療法料
※入院時支援加算：有	○医科点数表第2章第10部
○認知症ケア加算 3	手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術）
○回復期リハビリテーション病棟入院料 1	○胃瘻造設時嚥下機能評価加算
	○外来・在宅ベースアップ評価料（I）
	○入院ベースアップ評価料

入院基本料に関する事項

● 2階病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料1）

当病棟では、一日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

9時30分～17時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は6人以内です。

17時30分～9時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は18人以内です。

● 3階病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料1）

当病棟では、一日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

9時30分～17時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は6人以内です。

17時30分～9時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は28人以内です。

食事等に関する事項

入院時食事療養（I）、入院時生活療養（I）

当院は、入院時食事療養（I）及び入院時生活療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温にて提供しております。

治療食の提供

腎臓病・肝臓病・糖尿病等の患者様に対して、治療食の提供をしています。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束に関する事項

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。